

## 泉佐野市介護サービス相談員派遣事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、介護サービスの提供の場を訪ね、サービスを利用する者及びその家族(以下「利用者等」という。)の話聞き、相談に応じる等の活動を行う者(以下「介護サービス相談員」という。)の選定を行い、介護サービス事業所等(以下「事業所等」という。)に派遣すること等により、利用者等の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所等における介護サービスの質的な向上を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、泉佐野市とする。

### (介護サービス相談員の登録)

第3条 介護サービス相談員は、次の各号のすべての要件を満たす者のうちから、市長が選定し、市に登録する。

- (1) 介護に係る福祉ボランティア活動の経験者又は認識をもち、事業活動の実施にふさわしい人格と熱意を有する者
- (2) 市長が介護サービス相談員の養成研修として認める介護サービス相談に関する研修を受けた者

介護サービス相談員の登録期間は2年とし、更新を妨げない。

### (介護サービス相談員に対する謝金)

第4条 市長は、介護サービス相談員に予算の範囲内で謝金を支払うものとする。

### (介護サービス相談員登録の取り消し)

第5条 市長は、介護サービス相談員が次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を取り消すことができる。

- (1) 業務を遂行することが困難であると認めたとき。
- (2) 業務を怠り、または業務上の義務に違反したとき。
- (3) 介護サービス相談員としてふさわしくない行為のあったとき。
- (4) その他市長が介護サービス相談員としての適格性を欠くと認めたとき。

### (介護サービス相談員の派遣等)

第6条 介護サービス相談員の派遣を希望する事業所は、市長に介護サービス相談員派遣申出書(様式第1号)を提出するものとする。

### (介護サービス相談員の活動)

第7条 介護サービス相談員は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 介護サービス相談員は、市長から介護サービス相談員活動要請書(様式第2号)を受けた事業所等を定期的または随時訪問する。訪問の頻度はおおむね1から2週間に1回程度を目安とする。
- (2) 介護サービス相談員は、事業所等において、利用者等の相談活動やサービスの現状把握を行い、サービス提供等に関して気付いたことや提案等がある場合には、事業所の管理者または従業員にその旨を伝え意見交換を行う。
- (3) 介護サービス相談員は、利用者等と事業所等の間の橋渡し役となって、利用者等

の疑問や不満、心配ごと等に対応し、サービス改善の途を探る。

(4) 介護サービス相談員は、介護サービス相談員活動状況報告（様式第3号）および介護サービス相談員相談記録票（様式第4号）により活動状況、相談内容等を事務局に報告を行う。

(5) 介護サービス相談員は、泉佐野市介護サービス相談員証（様式第5号）を携帯し、かつ、関係者から請求があるときは、これを提示しなければならない。

(守秘義務)

第8条 介護サービス相談員は、業務上知り得た情報等を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。